

- P2 ▶ セミナーレポート「企業向け障害者雇用普及啓発セミナー」
- P3 ▶ 東京都中小企業従業員融資制度「介護支援融資」を拡充します
- P4 ▶ 東京労働局からのお知らせ
- P5 ▶ 職業能力開発センター入校生募集等お知らせ
- P6 ▶ 城東職業能力開発センターが移転します

平成27年(2015年) 3月25日発行
 東京都産業労働局雇用就業部調整課
 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 ☎03(5320)4646
 印刷物規格表1類 印刷番号(25)60

東京都の雇用就業に関する総合WEBサイト
TOKYOはたらくネット
<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>



Topics



いつでも・どこでもスマホもOK!

動画「バイト先のトラブル! その時どうする?」の配信開始



長時間の過重労働やサービス残業の強制など、若者の「使い捨て」が疑われる企業の存在は、近年社会問題となっています。学業のかたわらアルバイトをする学生をはじめ就労経験が浅い若者は、法律や判例で確立されている雇用ルールを正確に理解していないケースも多いと考えられます。



アルバイト先での違法行為に若者が泣き寝入りすることがないように、東京都労働相談情報センターは、2月16日から労働法を気軽に学べる動画のネット配信を開始しました。本動画は、代表的なトラブルの3事例をドラマ仕立てで解説。困ったときの相談窓口も案内しています。スマートフォンなどで、いつでもどこでも働くときのルールを学ぶことができますので、ぜひご覧下さい。



知らないで損する労働法 バイト先のトラブル! その時どうする?



こんなはずじゃなかった「労働契約編」

【あらすじ】 大学1年生の拓也は、居酒屋でのバイトを始めた。初めてもらった給料は、聞いていた時給より低くされていたので、店長に聞いたところ、「働きがまだまだ不十分!」と取り合ってもらえず・・・

残業代が出ない? 「残業・割増賃金編」

【あらすじ】 大学2年生の美咲は、コンビニでバイトをしている。いつも気になっているのが、勤務時間を過ぎてから仕事をいろいろ頼まれていること。店長は「バイトに残業代はない!」と言い放っているが・・・

辞めさせてくれない「退職できない編」

【あらすじ】 大学1年生の拓也は、居酒屋でのバイトを辞めることにした。しかし、店長に「もし今辞めたら、みんなに迷惑がかかる。損害賠償を請求するぞ!」と怒られてしまい・・・



動画は、東京都労働相談情報センターのホームページからご覧になれます。

<http://manabu.metro.tokyo.jp/douga/> 【問合せ先】労働相談情報センター事業普及課 ☎03-5211-2209

なお、労働相談情報センターでは、日頃より労働相談を受け付けています。窓口の詳細は下表のとおりです。

労働相談情報センター相談窓口

電話相談

東京都ろうどう110番
☎0570-00-6110

平日: 9時～20時(終了時間)
土曜: 9時～17時(終了時間)

来所相談

平日: 9時～17時(終了時間)
平日夜間: 17時～20時(終了時間)

※事務所ごとに実施曜日を設定

土曜: 9時～17時(終了時間)

※飯田橋のみ実施

注1: 平日・夜間ともに12月29日～1月3日には実施しません。

注2: 土曜は、祝日及び12月28日～1月4日には実施しません。

注3: 来所相談については予約が必要です。

	所在地	電話番号	担当区域	夜間
飯田橋	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター9F	03 (3265) 6110	千代田区、中央区、新宿区、 渋谷区、中野区、杉並区、 島しょ	月・金
大崎	品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎 ウエストタワー2F	03 (3495) 6110	港区、品川区、目黒区、 大田区、世田谷区	火
池袋	豊島区東池袋 4-23-9	03 (5954) 6110	文京区、豊島区、北区、 荒川区、板橋区、練馬区	木
亀戸	江東区亀戸2-19-1 カメリアプラザ7F	03 (3637) 6110	台東区、墨田区、江東区、 足立区、葛飾区、江戸川区	火
国分寺	国分寺市南町 3-22-10	042 (321) 6110	(下記の区域を除く多摩地域)	月
八王子	八王子市明神町 3-5-1	042 (645) 6110	八王子市、府中市、調布市、 町田市、日野市、狛江市、 多摩市、稲城市	水

セミナーレポート 「企業向け障害者雇用普及啓発セミナー」

東京都では、中小企業等における障害者雇用を促進するためのセミナーを2月に開催しました。昨年6月に障害者雇用促進法が改正されたこともあり、当日は企業の人事担当者等が多数参加しました。

基調講演 「これから障害者雇用を進めるために」

講師・文京学院大学教授 松為信雄先生

●大企業に比べて低調な中小企業の障害者雇用



▲松為信雄先生

障害者雇用関連の法改正に伴い、企業の障害者雇用は着実に進展しており、特に最近では、精神障害者の雇用の場が広がっている。大企業は、特例子会社を活用し、障害者実雇用率を伸ばしているものの、中小企業における障害者雇用はあまり進んでいない。しかし本来、中小企業は、緻密な人間関係が構築できるため、障害者への支援体制はとりやすいと考えられる。

●改正障害者雇用促進法の概要

改正障害者雇用促進法によって、平成28年4月1日から「障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応」として、**差別禁止**、**合理的配慮の提供**等が、事業規模に関わらず、事業主に義務づけられる。また平成30年4月1日からは、**精神障害者を含む障害者雇用率の設定(法定雇用率の算定基礎の見直し)**が施行される。

合理的配慮の提供とは、障害が仕事に影響しないよう、企業と障害者本人が話し合っただけで配慮事項を決める場を設けること。有意義な話し合いのためには、企業が話し合いの場を提供することは勿論だが、障害者本人が、自身の得手不得手を把握していること、不得手についての対応方法を知っていることに加え、その状況を説明できる必要がある。

●トップダウンが功を奏する中小企業の障害者雇用

中小企業で障害者を雇用する理由として、企業としての責任や法定雇用率の達成等を挙げる企業が多い。しかし、なかには、障害者の特性や、助成金等の経済的メリット、会社のイメージアップ等やCSR、チームワークの好転といったメリットを挙げる企業もある。一方、業務の選定や増員、労務管理等が困難であることを理由に、障害者を雇用していない中小企業も多い。

中小企業の障害者雇用はトップ次第である。トップがやる気になれば、不可能なことはない。初めて障害者雇用に取り組む場合、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の**障害者雇用事例リファレンスサービス**(<http://www.ref.jeed.or.jp/>)に掲載されている先行事例が役に立つ。

●障害者雇用・職場定着に向けて

改正障害者雇用促進法の施行は目前。障害者雇用に対して不安をもつ経営者もいるが、障害のない労働者と同様、貴重な戦力としてとらえ、人材育成をしていく決意があれば可能。障害者の雇用・職場定着を実現するため

には、障害者の職場適応を支援する「ジョブコーチ」、障害者の日常生活・社会生活を総合的に支援する「地域活動支援センター」等から専門的助言・情報等を得られるよう、連携体制を確立することが重要である。

精神障害者の雇用事例紹介

▶(株)DNPエス・ピー・テック(広告販促物の企画・製造)

●職場の上司から

社内全体で、障害者雇用への理解を深める取組を行っている。一昨年末に障害者採用の話があり、初めてアスペルガー症候群を知った。履歴書から、システム系の能力、誠実さを感じ、面接を決意。その後、職場実習を経て採用。地域活動支援センターや自社の総務ラインに相談し、机の配置や同僚への告知・啓蒙方法、仕事の内容等を決定した。アスペルガー症候群の障害の特性として、集中力が非常に高い。地域活動支援センター担当者と定期的に連絡をとり、障害への理解を深め、キャリアアップを考え、職場定着に努めている。

●障害者ご本人から

最初に就職した会社では障害を伏せていたものの、コミュニケーションが苦手なことから困難に直面。現在は、仕事の手順・優先順位を事前に打ち合せて就業。コミュニケーションは滑らかにできる雰囲気職場。今後も仕事を続ける環境を提供してもらいたいと考えている。

▶(株)アヴァンティスタッフ(総合人材サービス)

●職場の上司から


障害者雇用には積極的に取り組んでおり、現在40名以上を雇用、雇用率は2%超。精神障害者については、過大なストレスを与えない配慮をした職場開発をしている。“丁寧に、正確に、十分な確認をし、出来ることから少しずつ、落ち着いて一つずつ”を念頭に、共に働く仲間としてフォロー。人材派遣業だからこそ、一人一人のきめ細かなサポートができていると考える。仕事ができないことを病気のせいにする社員には、「1ミリでも成長しよう」と優しく励ますなど、心と心を開き合い、信頼関係を築いている。ハローワーク、就労支援機関等とも協力し合い、雇用主としての責任を持って、障害者を雇用している。



●障害者ご本人から

統合失調症の社員と広汎性発達障害の社員の2名が登場。2名とも自身の不得手なことについて発表し、そのことを職場で理解してもらった上で仕事をしている。「社会人としてのマナーを教わり、レベルアップできたことが嬉しい」「新しい仕事の時は、コントロールできるようになるまで見守ってほしい」と考えている。

4/1から **東京都中小企業従業員融資制度**
「介護支援融資」を拡充します！

中小企業等で働く方の生活の安定を図るための「東京都中小企業従業員融資制度」。4月1日(水)から、介護支援融資「ささえ」は、資金使途と対象者の要件を拡充し、中小企業で働く方の仕事と介護の両立をサポートします。要件等詳細については  でご確認ください。



介護支援融資「ささえ」	
3月31日(火)まで → 4月1日(水)から	
対象	都内在住又は在勤で ●介護休業中の中小企業従業員 → 都内在住又は在勤で ●介護休業中の中小企業従業員 ●要介護又は要支援認定を受けた三親等以内の親族のいる中小企業従業員
資金使途	●介護休業中の生活費 → ●介護休業中の生活費 ●介護に必要な費用(介護費用・物品の購入費用・交通費等)
融資限度額	100万円
融資利率	1.3% → 1.5% (※昨年12月から特別対策として融資利率を0.2%引き下げていましたが、平成27年4月1日以降、従来の利率1.5%に変更します。)
返済期間・方法	据置期間経過後5年以内 (据置期間：介護休業期間：12か月を限度) ／元利均等月賦返済

 <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/fukuri/yushi/>
【問合せ先】産業労働局雇用就業部労働環境課
 ☎03-5320-4653


平成27年度 前期
技能検定試験のご案内

技能検定とは、働く上で必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度で、合格すると「技能士」という国家資格が与えられます。東京都では、以下のとおり、機械加工、防水施工ほか多数の職種について、平成27年度前期技能検定試験を実施します。



技能検定の等級区分

特級 ：管理者又は監督者が通常有すべき技能・知識
1級・単一等級 ：上級技能者が通常有すべき技能・知識
2級 ：中級技能者が通常有すべき技能・知識
3級 ：初級技能者が通常有すべき技能・知識

(試験実施職種) 1・2級42職種、3級17職種
 単一等級4職種
(受検資格) 実務経験のみの場合、1級は7年以上、2級は2年以上、単一等級は3年以上の実務経験者(職業訓練受講歴・学歴等による短縮あり)
 3級は実務経験を有すること(年数不問)
(申込期間) 4月6日(月)～17日(金)
(申込方法) 受検申請書等(申込み先で配布)を持参
 <http://www.tokyo-nokaikyo.or.jp/>
【申込み先】東京都職業能力開発協会
 ☎03-5211-2353
 (千代田区飯田橋3-10-3東京しごとセンター7階)
【事業全般に関する問合せ先】
 産業労働局雇用就業部能力開発課 ☎03-5320-4717

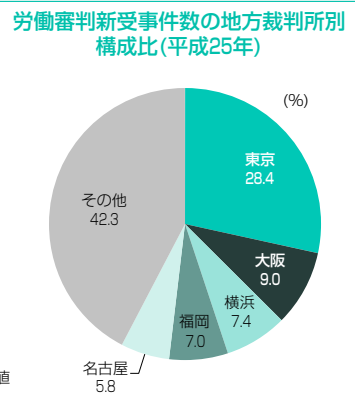
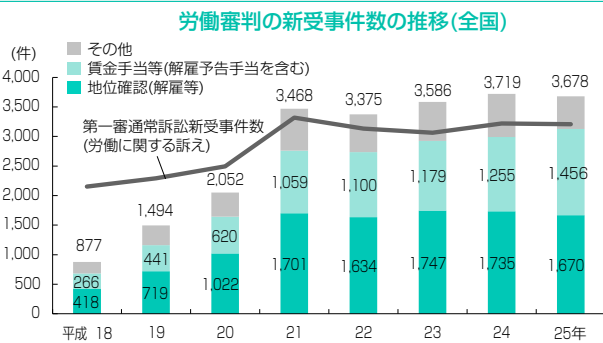
労働 keyword 豆知識 ③4
「労働審判制度」

「労働審判制度」とは、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争を、裁判所において、原則として3回以内の期日で、迅速・適正かつ実効的に解決することを目的として設けられた紛争解決制度のことで、平成18年4月に始まりました。

労働審判手続では、裁判官である労働審判官1名と、労働関係に関する専門的な知識経験を有する労働審判員2名とで組織する労働審判委員会が審理し、適宜調停を試みます。調停がまとまらなければ、事案の実情に応じた柔軟な解決を図るための判断(労働審判)をします。労働審判に対する異議申立てがあれば、訴訟に移行します。

労働審判の新受事件数をみると、開始4年目の平成21年以降、3,000件台半ばで推移しており、かつ通常の労働に関する地裁での訴訟件数を上回っています。

労働審判新受事件数を地裁別にみると、東京地裁が全体の3割弱を占めています。



注 平成18年の労働審判新受事件数は4月から12月までの値
 第一審通常訴訟新受事件数(労働に関する訴え)は、金銭目的・金銭目的以外の合計値
 資料 裁判所ホームページ「司法統計」



東京労働局からのお知らせ

次世代育成支援対策推進法(次世代法)の改正について —改正の主なポイント—

①法律の有効期限を平成37年3月31日まで延長

従業員数101人以上の企業は、仕事と子育ての両立に関する「一般事業主行動計画」の策定・届出の義務が引き続き生じます。一般事業主行動計画期間の終期が近づいている企業は、お早めに次期行動計画策定・届出をお願いします。なお、届出様式「一般事業主行動計画策定・変更届」(様式第1号)が変わりました。(HP) から入手可

②プラチナくるみん(特例認定制度)の創設

次世代法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立のための行動計画を策定した企業のうち、行動計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請により「くるみん認定」を受けることができます。さらに、くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が一定の要件を満たし、特例認定を受けた場合には、「プラチナくるみん」を表示できます。是非くるみん認定、プラチナくるみん認定を目指しましょう!



(HP) <http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

【問合せ先】東京労働局雇用均等室 ☎03-6893-1100

求職者支援訓練5月開講コース

【対象】雇用保険の受給資格がない求職者等一定の要件を満たす方 ※詳細は(HP)でご確認下さい。

【訓練科目】事務・医療事務・介護・IT等約30コース

【開講日】5月20日(水)

申込みは、3月31日(火)～4月14日(火)に住所を管轄するハローワークへ。テキスト代等は自己負担です。条件によって、「職業訓練受講給付金」が支給されます。

(HP) http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_kunren/menu/shienkunren.html

【問合せ先】都内各ハローワーク

(HP) <http://tokyo-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/>

重点監督を実施した事業場の過半数が違法残業 —昨年11月の「過重労働解消キャンペーン」結果—

長時間労働による過労死等に関して労災請求のあった事業場や、若者の「使い捨て」が疑われる事業場等、労働基準関係法令違反が疑われる事業場383か所の監督指導を集中的に実施する「過重労働解消キャンペーン」を、昨年11月に実施しました。この結果、53.3%にあたる204事業場で違法な残業実態が判明し、是正・改善に向けた指導を行いました。今後も引き続き、労働基準監督署は、是正をしていない事業場に対する確認を行い、応じない場合は送検も視野に入れて対応するなど、引き続き監督指導を行っていきます。

(HP) http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/houdou/2014/_121138.html

【問合せ先】東京労働局労働基準部監督課

☎03-3512-1612



「委託状況届」は4月30日まで!

家内労働者へ内職等を委託している事業主の方は、毎年4月1日現在の家内労働者数・委託内容等を記入した「委託状況届」を、4月30日までに、労働基準監督署を通じて東京労働局に提出する義務があります。「委託状況届」の提出について、お忘れのないようお願いします。

【問合せ先】東京労働局労働基準部賃金課

☎03-3512-1614

「STOP! 転倒災害プロジェクト2015」が始動



休業4日以上死傷災害の中で最も件数が多い労働災害である「転倒災害」。事業主の皆様、安心して働ける職場環境の実現に向けて、転倒災害防止に取り組みましょう!

(HP) <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

【問合せ先】東京労働局労働基準部安全課

☎03-3512-1615

国が掛金の一部を助成! 中退共・建退共の退職金制度

中小企業退職金共済制度(中退共)、建設業退職金共済制度(建退共)は、法律で定められた社外積立型の退職金制度で、国が掛金の一部を助成します。

中小企業従業員対象

中小企業退職金共済制度 中退共

掛金は16種類、税法上全額非課税

過去勤務期間なども通算可能

※例外あり

退職金の管理が簡単

(HP) <http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

【問合せ先】(独)勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

☎03-6907-1234



建設従事者対象

建設業退職金共済制度 建退共

掛金は日額310円、税法上全額非課税

一人親方も任意組合で加入可能

雇用主が変わっても通算可能

※雇用主が建退共に加入済の場合

経営事項審査において加点評価

(HP) <http://www.token.or.jp/kentai/index.php>

【問合せ先】(独)勤労者退職金共済機構

建退共東京都支部

☎03-3551-5242



家内労働者・個人事業主対象の 傷病共済

あんしん共済

「あんしん共済」は、家内労働者や個人事業主の皆様が、病気やケガで働けなくなった時に共済金をお支払する傷病共済です。要件等詳細は(HP)をご覧ください。

(HP) <http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/fukuri/kyosai/anshin/>

【問合せ先】東京都中小企業振興公社共済事業室

☎0120-816093





日頃培った技能を披露 -第13回東京アビリンピックを開催-

障害のある人が職業技術を競う「東京アビリンピック」が、2月14日に東京障害者職業能力開発校等で開催されました。13回目となる今大会には、ビルクリーニング、喫茶サービス等7部門に94名が出場し、日頃培った技能を披露しました。

各部門の金賞受賞者は次の通り。(敬称略)

▼ワード・プロセッサ: 棚橋健人(株式会社トランスコスモス・アシスト)▼DTP: 永瀬由佳(トランスコスモス株式会社)▼オフィスアシスタント: 藤田雪乃(日野ハーモニー株式会社)▼ビルクリーニング: 篠本光恵(第一生命チャレンジド株式会社)▼喫茶サービス: 山川沙結美(都



立田無特別支援学校)▼パソコン操作: 小川和則(視覚障害者就労生涯学習支援センター訓練修了者)▼パソコンデータ入力: 角村賢(株式会社ビジネスプラス)

3/23～
3/27
放送!

東京都提供 TV 番組のお知らせ!

東京サイトで
「東京マイスター」を紹介!



都が認定する優れた技能者である「東京マイスター」。3月23日(月)～27日(金)に東京都提供番組「東京サイト」で紹介されます。

<http://www.tv-asahi.co.jp/t-site/>
(放送: テレビ朝日、月曜～金曜 14時～14時4分)



▲番組ナビゲーター・林家さく姫さんが、フラワー装飾師ほか、様々な東京マイスターを紹介

4/8
放送!

すけっちで「東京アビリンピック」を紹介!

東京都提供番組「すけっち」では、上記「東京アビリンピック」のビルクリーニング部門出場選手にスポットをあてたミニドキュメンタリーを4月8日(水)に放送します。

<http://www.tv-tokyo.co.jp/sketch/>
(放送: テレビ東京、水曜19時55分～)



都立職業能力開発センター からのお知らせ

■6月入校生募集

①住宅内外装仕上科(6か月)

タイル・左官等、住宅の内外装(壁・床)に必要な工事の知識・技能を身につける。

②わかもの人財養成科(4か月) **new!**

ものづくり作業を通じ、自分を活かせる職種を見つけた上で就職を目指す。

③ジョブセレクト科(2か月) **new!**

機械系、電気系、建築系等の業種を理解し、自分を活かせる職種を見つけた上で就職を目指す。

【対象】①一般求職者、転職希望者

②③25歳未満の方で、仕事をすることができない又は就業経験の少ない方

【実施校】①②③とも城東職業能力開発センター

※城東職業能力開発センターは移転します。(詳細は6頁)

【定員】①②各10名 ③5名

【選考日】①②③とも5月20日(水)

【申込期間】①②4月7日(火)～5月8日(金)

③4月7日(火)～5月9日(土)

【申込み先】①②住所を管轄するハローワーク又は

各職業能力開発センター・校

③城東職業能力開発センター

<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/school/sisetunai/annai/>

【問合せ先】産業労働局雇用就業部能力開発課

☎03-5320-4716

■キャリアアップ講習4月受付

スキルアップや資格試験受験対策のための短期講習

【内容】明日から役立つ若手社員ビジネス講座、中小企業のための戦略的Web活用講座等全58コース

【対象】現在働いている方で都内に在住または在勤の方

【授業料】900円～6,500円(他に教科書を各自購入)

【申込期間】4月1日(水)～10日(金) ※期間内必着のこと

申込みは、往復はがき、[HP](#)、[FAX](#)で。必要事項を記入の上、直接実施校へ。

http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/school/carr_up/

【問合せ先】産業労働局雇用就業部能力開発課

☎03-5320-4719

「既卒者限定 めざせ正社員!面接会」参加企業を募集中!

4/3まで

「既卒者限定 めざせ正社員!面接会」の概要

【参加対象者】大学等既卒者

【日時】5月28日(木)13時30分～16時30分

【会場】新宿NSビル・イベントホール

【参加要件】都内ハローワークに以下に当てはまる大卒等求人または一般求人を提出していること

・卒業後概ね3年以内の大卒者等の応募が可能

・首都圏を就業場所とすること ※他にも要件有

【申込期限】4月3日(金)17時 【募集企業数】70社

申込みは、①参加申込書(東京労働局 [HP](#))から入手可、②求人票の2点を、[FAX](#)で東京新卒応援ハローワークへ。

注:申込み多数の場合は抽選。

東京労働局 <http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

【申込み先】東京新卒応援ハローワーク ☎03-5339-8609 [FAX](#) 03-5339-8651

【事業全般に関する問合せ先】産業労働局雇用就業部就業推進課 ☎03-5320-4720

求職者対象 東京しごとセンター 多摩のセミナー

会場：東京しごとセンター多摩
住所：〒185-0021 国分寺市南町3-22-10
(東京都労働相談情報センター国分寺事務所内)

*初めて東京しごとセンター多摩をご利用の方は、事前に利用者登録をしていただきます。

*原則先着順の申込みです。

■34歳以下

①採用への近道！就活基本セミナー

就職に向けての適職診断・職種研究・メンタルトレーニング等を学ぶ。

〔日時〕4月14日(火)・24日(金)
13時30分～16時30分

〔定員〕30名

■30歳～54歳

②ミドルのための再就職支援講座

採用したいと思わせる応募書類作成方法や面接技法を身につける。

〔日時〕4月8日(水)13時～17時
〔定員〕50名

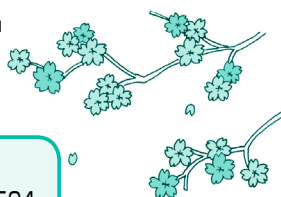
■55歳以上

③シニアの再就職対策講座

「経験の豊かさ」をアピールし、納得のいく再就職を目指す。

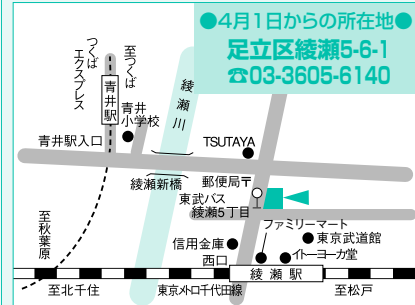
〔日時〕4月9日(木)13時30分～
16時30分

〔定員〕50名



城東職業能力開発センターが移転します

城東職業能力開発センターは、4月1日(水)から、同センター足立校を統合の上、施設や訓練規模を拡大して移転します。



●4月1日からの所在地●
足立区綾瀬5-6-1
☎03-3605-6140

【問合せ先】産業労働局雇用就業部
能力開発課
☎03-5320-4716

<http://www.tokyoshigoto.jp/tama/>

【申込み先】東京しごとセンター多摩 ☎042-329-4524

～中小企業事業主の皆様へ朗報～ 従業員教育を支援！「東京都中小企業職業訓練助成金」

国の助成制度では対象とならない短時間・小規模な従業員教育にかかる費用を一部助成します。

🔍申請できる事業主

都内に本社又は主たる事業所がある中小企業等

🔍助成対象となる職業訓練

- 受講者が2人以上で、都内で行われるOff-JT(集合して行われ、通常の業務と区別できる訓練)
- 平成27年4月～平成28年3月に開始・終了するもの
- 訓練時間が下表にあてはまるもの

中小企業		共同団体
自ら企画し実施	教育機関に派遣	自ら企画し実施
6時間以上12時間未満 (受講者が4人以下の場合は、6時間以上20時間未満)	6時間以上 20時間未満	6時間以上

🔍助成対象となる受講者

- 所属する事業所の所在地が都内である者
- 当該職業訓練の出席率が8割以上の者
- 当該職業訓練に要する経費を負担していない者



🔍支給額

- 1人1時間あたり一律430円

注1: 予算の範囲を超えた場合、一定の割合で減額することがあります。

2: 一企業(団体)あたり年間100万円を限度とします。

3: 受講者一人あたり年間100時間を限度とします。

🔍活用例

新人研修、管理職研修、技能検定の準備講習会など

🔍申請の流れ

- 訓練開始月の前月20日(20日が土日の場合、直前の平日)までに、電話予約の上、下記管轄窓口へ交付申請書(📄)から入手可)を提出
- 職業訓練を実施し、東京都による実地状況調査を経て、実績報告書を提出
- 審査終了後、提出していただいた助成金請求書に基づき、東京都から助成金を振込

🔍管轄窓口

窓口	所在地	電話番号	担当地域 (会社所在地)
中央・城北職業能力開発センター	文京区後楽 1-9-5	03-5800-2611	千代田区、新宿区、文京区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区
城南職業能力開発センター	品川区東品川 3-31-16	03-3472-3411	港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、島しょ町村
城東職業能力開発センター	3/31まで 江東区亀戸 9-6-27	03-3683-0341	中央区、台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区
	4/1から 足立区綾瀬 5-6-1	03-3605-6147	
多摩職業能力開発センター	昭島市東町 3-6-33	042-500-8700	多摩地域市町村

募集要綱等、詳細は📄 http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/school/ikusei/kunren_josei/ をご覧下さい。

【事業全般に関する問合せ先】産業労働局雇用就業部能力開発課 ☎03-5320-4718

公正な採用選考のために～

東京都では、就職の機会均等を確保するため、応募者本人の適性や能力に基づく公正な採用選考を推進しています。詳細は、東京都の雇用就業に関する総合WEBサイト「TOKYOはたらくネット」をご覧ください。